

**国立循環器病研究センター包括的共同研究
評価基準書**

2018年11月

国立循環器病研究センター

目次

1. 評価基準書の位置づけ	1
2. 共同研究の相手方の選定方式	1
3. 共同研究の相手方の決定手順	1
4. 選定結果の公表	3

1. 評価基準書の位置づけ

国立循環器病研究センター包括的共同研究評価基準書（以下、「本基準」という。）は、国立循環器病研究センター（以下、「センター」という。）が、複数のテーマにわたる共同研究を企業等と包括的に実施するにあたり、センターの職務発明・共同研究審査委員会（以下、「委員会」という。）において最も優れた応募者を選定し、その結果をもとに共同研究の相手方を決定するための方法、評価基準等を示すものである。

2. 共同研究の相手方の選定方式

今回の共同研究は、企業等の多様なニーズを踏まえ、センターが示した共同研究のテーマについて、企業等の幅広い提案と高度な技術力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、共同研究費に加え、こうした点を総合的に評価することとする。

そのため、共同研究の相手方の選定方式は、本共同研究の趣旨及び条件を十分理解した上で、企業等の自由な提案を期待し、公募型企画提案を採用することとする。

3. 共同研究の相手方の決定の手順

審査は、センターが応募者からの資格審査に必要な書類を基に、参加資格要件の具備、業務を担当する協力企業の実績等について確認するとともに、応募者から提出された提案書類に記載された内容を、下記の基準に基づき、当センターの委員会で審査を行い、最優秀提案者を決定する。センター及び委員会が、各応募者から提出された提案書の内容を本基準に基づき審査する。

3.1. 審査

センターは、応募者から資格審査等に必要な書類をもとに、参加資格要件の具備、業務を担当する協力企業の実績等について確認するとともに、応募者から提出された提案書類に記載された内容を、下記の基準に基づき、当センターの委員会で審査を行い、最優秀提案者を決定する。

3.1.1. プレゼンテーション

(1) 実施要領

提出された提案書類による審査に加え、補足説明のために、必要に応じ、プレゼンテーションによる審査を実施する。

プレゼンテーションは、説明 12 分、質疑応答 8 分の 1 者あたり 20 分以内とする。時間を超過した場合は、公平な審査の観点から、説明途中であっても打ち切る場合がある。質疑時間は超過する場合がある。

パワーポイント等の必要な機材等は自ら準備するものとする。また、プレゼンテーションに出席する者は発表者を含め 3 名までとする。

なお、プレゼンテーションの内容は、提案書類の内容の範囲とし、新たな提案であると判断する部分については、評価の対象から除くものとする。

(2) 日時

プレゼンテーションは、当センターが指定した日時に実施する。具体的な日時・場所については、事前にメール・電話連絡等の方法により通知する。

3.1.2. 評価基準

(1) 評価基準

委員会は、提出された応募書類及びプレゼンテーションについて、次の基準に基づいて評価し、点数化する。

審査項目 (配点)	審査内容	評価区分
1. 基本的事項 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・センターのミッションや役割を含め、センターが示した共同研究テーマ・内容に関する理解・知識が十分か ・提案内容がセンターが示した共同研究のテーマと合致（包含）しているか 	優・良・可・不可
2. 共同研究内 容・計画 (50 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が、必要性・重要性が高く、波及効果の高いものか ・提案内容が、これまでの研究と異なるなど、新規性や革新性があり、独創性の高いものか ・提案内容が、具体的な成果（アウトプット）や目標の設定がなされているなど、具体性のあるものか ・提案内容が、オープンイノベーションラボを効果的に活用することを想定した研究となっているか ・提案内容が、実現性の高いものとなっているか 	優・良・可・不可 優・良・可・不可 優・良・可・不可 優・良・可・不可 優・良・可・不可
3. 事業実施体 制及び事業 遂行能力 (20 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・センターと共同して研究を円滑に実施する体制（研究者はもとよりサポートするスタッフの配置等）は充分か ・安定的に業務を遂行できる経営状態であるか 	優・良・可・不可 優・可・不可
4. 共同研究費 (20 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・価格点の算定式（例） 満点（20 点）×自社が提案した共同研究費／提案された共同研究費のうち最も高い共同研究費（小数点以下は切り捨て） 	-
合 計		100 点

※優・良・可・不可は、それぞれ 10 点、5 点、2 点、0 点とする。

3.1.3. 共同研究の相手方の決定

評価点が最も高い応募者を共同研究の相手方として決定する。最高点の者が複数いる場合は、提案金額が最も高い応募者を共同研究の相手方とする。なお、最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合及び共同研究費が提案においてセンターが必要とする金額に達しない場合は採択しない。また、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

4. 選定結果の公表

センターは、共同研究の相手方を決定した場合、その結果をセンターホームページにより公表する。